

運営細則

全日本不動産政治連盟神奈川県本部（以下「当本部」という。）は、地方本部規程（以下「規程」という。）第38条第3項の規定に基づき、当本部の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

（入会金及び会費）

第1条 神奈川県本部規程細則（以下「規程細則」という。）第2条に定める入会金及び会費の額は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|------------|------|---------|
| (1) 入会金 | 正会員 | 50,000円 |
| (2) 会費（年額） | 正会員 | 5,000円 |
| | 賛助会員 | 5,000円 |

（支部長・委員長会議）

第2条 本部長は、当本部の円滑な運営を図るため必要に応じ支部長・委員長会議を開催することができる。

- 2 支部長・委員長会議は、本部長が招集し、本部長、副本部長、幹事長、各支部長及び各委員長をもって構成する。
- 3 支部長・委員長会議の議長は、本部長がこれにあたる。

（運営会議）

第3条 本部長は、当本部の会務の適性かつ円滑な運営を図るため、運営会議を開催することができる。

- 2 運営会議は、当本部の事業執行を円滑に行うために必要な事項を協議する。
- 3 運営会議は、本部長が招集し、本部長、副本部長及び幹事長、総務委員長、財務委員長をもって構成する。
- 4 運営会議の議長は、本部長がこれにあたる。
- 5 本部長は、必要に応じ役員及びその他の者を運営会議に出席させることができる。
- 6 前項の規定による出席者は、議長の許可を受けて、運営会議において意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。

第4条 当本部の事業を適正かつ迅速に遂行するため、次の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 政務委員会
- (4) 組織広報委員会

(委員会の職務)

第5条 各委員会は以下の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 総務委員会
当本部の運営及び他の委員会が所管しない事項
- (2) 財務委員会
財務の確立強化と健全な運営に関する事項
- (3) 政務委員会
当本部の基本政策を企画立案、選挙及び国会並びに県会対策に関する事項
- (4) 組織広報委員会
組織の充実強化、政治・経済情報の入手並びに政治活動の広報に関する事項

(委員会の組織)

第6条 委員会に委員長を1名、副委員長及び委員若干名を置き、幹事会の議を経て本部長が委嘱する。

(委員会の運営)

第7条 委員長は委員会を招集し、委員会の運営にあたる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故あるときはその職務を代行し、委員長が欠員のときはその職務を代理する。
- 3 委員会の運営に関し、必要な事項は本部長が別に定める。

(出張費用)

第8条 役員及び職員が業務のため出張する場合の手続き及び旅費については、「公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部旅費規程」を準用する。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、当本部幹事会の決議により行う。

附 則

- 1 この細則は平成30年5月25日から実施する。

平成30年 1月12日 当本部幹事会承認 (制定)

平成30年11月26日 一部改正